



消費生活トラブル注意報

送りつけられた商品はすぐに処分できます

● 総合政策課 企画政策係 ☎(232)2112

特定商取引法の改正によって、7月6日から一方的に送りつけられた商品はすぐに処分できるようになりました。依頼主と受取主の名前に心当たりがなければ「受取拒否」を、家族や知人が注文した可能性がある場合は「受取保留」をしましょう。

注文していないのにあなた宛てに届いた商品は、

●すぐに処分できます

注文や契約をしていないにも関わらず、金銭を得ようとして一方的に送りつけられた商品は、すぐに処分できます。

●事業者から金銭を請求されても支払う必要はありません

一方的に商品を送りつけられたとしても金銭を支払う義務はありません。仮に消費者が商品を開封したり、処分したりしても金銭の支払いは不要です。事業者から金銭の要求があっても応じないよう

に気を付けましょう。
誤って事業者に金銭を支払った場合は、すぐに下記の消費生活相談窓口や消費者ホットライン「188」[※]、県消費生活センターへご相談ください。金銭の返還を請求できる場合があります。

菊陽町消費生活相談窓口

■開設日 毎週(月)木

午前10時～午後4時
(祝年末年始除く)

■相談方法 電話相談のみ

(新型コロナウイルス感染拡大防止のためご協力ください)

■問い合わせ

☎(232)2112
月末(最終週)(月)は光の森町民センターで実施 ☎(237)6555
(役場職員が相談員に電話をつなぎます)

3町村(菊陽・大津・西原)で連携して相談窓口を開設しています(大津町、西原村の相談窓口も利用可)。曜日ごとに窓口が変わりますので、下表でご確認ください。

曜日	場所	電話
(月)	菊陽	☎(232)2112
(火)	大津	☎(285)5006
(水)	西原	☎(279)3112
(木)	菊陽	☎(232)2112
(金)	大津	☎(285)5006



防災に強い町づくり

防災士養成講座を開催します

● 危機管理防災課 防災安全係 ☎(232)2110

町では、地域の防災リーダーとなる人材を養成するため、菊池市・合志市と合同で『防災士養成講座』を開催します。

■日時 10月9日(土)、10日(日)、16日(土)

(3日間全ての受講が必要です)
受講終了後、日本防災士機構による防災士資格取得試験が行われます。

■場所

合志市 野々島防災拠点センター
受講資格 町在住、または勤務している人で、積極的に地域の防災活動や町が実施する防災に関する施策などに協力できる人

■募集定員 40人程度

■料金 教本代 3,500円

防災士認証受験料 3千円
防災士認証登録料 5千円

(一定の条件を満たす場合は、後日、町から全額補助します)

■申込方法 町ホームページまたは危機管理防災課に備え付けの申込書を提出してください。

■申込期限 8月31日(火)

■その他

防災士の認証登録を行う場合は別途、消防署や日赤などが実施す

る救命救急の実技講習の履修が必要です。

菊陽町防災士連絡協議会

防災士の資格を取り、一緒に活動しませんか。町防災士連絡協議会は平成29年12月19日に発足しました。現在、会員66人で活動中です。災害は、いつ発生するか分かりません。防災士の資格を取り、災害から大切な命を守るため一緒に活動しましょう。



会員による避難所運営訓練の様子



災害に備える 3

そろそろ台風のシーズンがやってきます。台風は雨だけでなく強風も伴います。強い台風が近づいてきたときには、早めに行動できるように、普段から備えておくことが重要です。

天気予報を確認しましょう

地震はいつ起きるかわかりませんが、台風は予測することができます。

台風は、発生が確認されるとその後3～5日間の予報が発表されます。天気予報でいつ頃到達するか、どのくらいの強さなのかなど確認しましょう。

天気予報や台風情報を参考に、食料や水などを数日前から準備しておくことが大切です。

マイタイムラインを作成し、台風が近づくときの自分と家族の行動をあらかじめ書き出しておく、落ちついて行動することができます。

台風への備え

台風の場合、雨と風と両方に対する備えが必要です。屋根や壁など家屋の修繕は、普段から気を付けて早いう

ちに終えておきましょう。また、自宅の周りにある風で飛びやすいものは、自宅や倉庫に入れるか固定して、周囲に飛び散らないようにしましょう。農業のビニールハウスなども、台風が来る前に対策をとってください。

【注意】 台風が近づいてから、川や水路、農地の確認をするのは大変危険です。台風が近づいたら、自宅など安全な場所から離れないようにし、危険な場所にいる場合はすぐに避難してください。



火災保険の確認を

被害が生じた場合には、火災保険で補償を受けられる場合があります。ご自身の火災保険の補償範囲を事前に確認しておきましょう。賃貸住宅に住んでいる人に合わせた火災保険もありますので、調べてみてはいかがでしょうか。

■問い合わせ

危機管理防災課 防災安全係 ☎(232)2110



こころの悩み相談@熊本連携中枢都市圏 LINEを活用したこころの相談

家族や仕事、友だち、健康、恋愛などの不安や心配事を誰かに相談したいけど、対面での相談や電話での相談は苦手、という人はぜひご利用ください。相談者の写真もIDも相談員には見えないシステムを導入しています。

■日時 毎週(火) 午後6時～10時
毎週(日) 午後6時～10時

■対象者 熊本連携中枢都市圏に参加する7市町村(熊本市、宇城市、阿蘇市、美里町、菊陽町、西原村、南阿蘇村)

■相談方法 右のQRコードを読み取り、友だちに追加してご相談ください。



■問い合わせ

福祉課 障がい福祉係
☎(232)4913



自死遺族の皆さんの相談窓口 を紹介します

県精神保健福祉センターでは、家族や大切な人を自死で亡くした遺族の皆さんに対して個別相談とグループミーティングの場を設けています。

①個別相談

■日時 毎月第2(木)、偶数月第4(木)
午後1時30分～4時30分

■場所 県精神保健福祉センター

■利用方法 県精神保健福祉センターへ事前に電話で予約する。

②自死遺族グループミーティング

「かたらんね」(熊本市と共同開催)

■日時 奇数月第4(木) 午後2時～4時
(9月のみ第5(木))

■場所 県精神保健福祉センター
(2階セラピールーム)

■利用方法 事前予約不要。直接会場へお越しください。

■申し込み・問い合わせ
県精神保健福祉センター
☎(386)1166